

誓約書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

住 所 〒 ー

ふりがな
氏 名

(自署又は記名押印)

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金の交付申請に当たり、補助金交付要綱第3条に定める次の交付要件に違反していないことを誓約します。

なお、補助金の交付決定後に違反が判明したときは、速やかに市長に報告するとともに、同要綱第13条に定める交付決定の取消し及び同要綱第14条に定める補助金の返還命令に応じます。

抜粋

新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付要綱

(補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 住宅取得等に係る契約を行った者又はその配偶者で、第10条第1項の規定による実績報告のときまでに三世代同居等を開始している者
- (2) 世帯全員が、市税等の滞納者でない者
- (3) 取得した住宅又はリフォーム等を行った住宅の所有権を有する者又はその配偶者
- (4) 住宅取得等完了後に、三世代同居ないしリフォームを行う場合は親世帯又は子世帯のいずれかが、三世代同居を行う場合は親世帯及び子世帯が自治会加入することを誓約する者
- (5) 令和3年4月1日以降に三世代同居等を開始する者

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が提出した書類に偽りその他不正があると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金交付取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付確定者に対し、新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金返還命令書(様式第11号)により、交付した補助金の返還を命ずることができる。